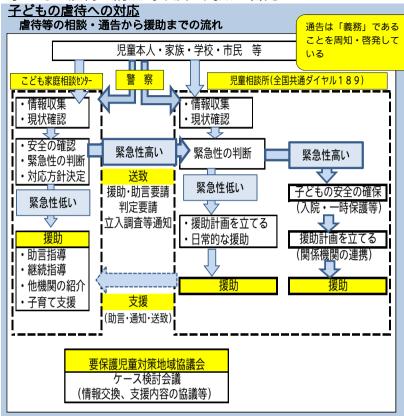
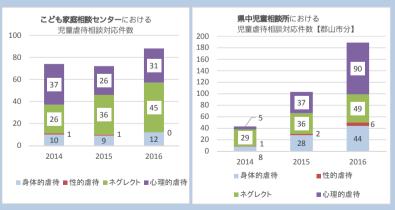
# 子どもの虐待の防止対策及び周知・啓発について





## 人権啓発について

男女共同参画課

事業名	概要	2017年度		
尹未口	1%女	対象者	回数	
人権の花運動	小学生に、花の育成を通して思いやりの心、人権尊 重の理解を体得してもらう(人権擁護委員とも連携)	児童 821名	12校	
人権啓発キャンパーンに よる周知啓発	人権啓発のチラシ等を各種イベントで配付し、啓発 を行う (人権擁護委員とも連携)	8 🛮		
さんかく教室 (出前講座)	市民への人権等に関する学習機会の提供のために出 前講座を実施する	市民 1,500名	28講座	
人権週間記念講演 会	権を尊重する意識の醸成するための講演会を開催 市民 170名		1 🛭	
女性のための相談 日	女性相談員、女性弁護士による相談会を開催する (毎月4回)	市民(女性) 142名	60回	

## 法務局・人権擁護委員

事業名	概要	2017年度				
学术口	州女	対象者	回数・件数等			
人権啓発 (人権教室)	児童生徒に対して、相手への思いやりの心や生命の 尊さを体得するための出前講座を実施する	小中学生	58回 ※郡山管内			
	児童生徒にミニレターを配付し、子どもの悩み事を 的確に把握し、人権問題の解決を図る	小中学生	60通 ※郡山管内			
	家庭内での問題や虐待や、ハラスメントなど人権に 関する問題に関する相談を行う(特設は弁護士委員 も対応) <b>子どもの人権110番</b> など	市民	常設125件 特設78件			

権擁護委員 弁護士(4名)

根拠法令 人権擁護委員法第1条

人権尊重思想の啓発や地域住民からの人権問題の相談を受け 内容等

委員 19名:弁護士4名、各地区から15名

# こども部での対応

### こども支援課

子育て世代包括支援センター事業 (ネウボラ)

妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化を図るため、 妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う。

○奸娠期:奸婦健康診査(15回)、母親教室(12回)、沐浴教室(8回)

○出産・産後:乳児家庭全戸訪問(2.378件)、好産婦・未熟児訪問(194件)

新生児助産師訪問(551件)、産後ケア(154人)、 産後ヘルパー派遣(153件)、育児家庭訪問(84件)

○子育て期: 育児教室(12回、674人)、すくすく相談(704件)

幼児虫歯予防(64回、1,793人)

※2016年度における児童虐待死77人

心中28人を除く虐待死は、0歳児が65.3%を占め、

うち11人が生後24時間以内に死亡

このため、本事業への取組は大変重要

## 『山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会

根拠法令 児童福祉法第8条、社会福祉法第7条、郡山市地方社会福祉審議会条例第1条

・児童、奸産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査 (児童虐待の死亡事故等の検証、保育施設等における重大事 故の検証)

・児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所)の 内容等 設置者に対し、事業の停止を命ずる場合等の意見

・児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その運営を向上 させるように勧告する場合の意見 など

10名:医師会、大学教授、児童福祉施設関係者 など 委員

#### 名称 要保護児童対策地域協議会

内容等

弁護士・警察

根拠法令 児童福祉法第25条の2

保護者に監護されることが適当でないと認められる児童、あ るいは養育困難などの家庭環境に恵まれない児童とその家族 を支援し、または児童虐待の防止及び早期発見を推進する

① 代表者会議 1回 ② 実務者会議 4回

③ 個別ケース検討会議 43回

17機関:医療、弁護士、人権擁護、警察、民生・児童委員、 委員 保健、児童福祉、教育 など

# 郡山市セーフコミュニティ推進協議会こどもの安全対策委員会

根拠法令郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

内容等 こどもの安全に関する事項について幅広く意見交換を行う

#### 15名:児童福祉施設等関係者、市職員 など 委員

## 『山市子ども・子育て会議

根拠法令子ども・子育て支援法第77条、郡山市子ども・子育て会議条例

特定教育・保育施設の利用定員の設定

特定地域型保育事業の利用定員の設定

・子ども・子育て支援事業計画 内容等

・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推 進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する

委員 20名:医師会、子育て関係者、教育関係者 など

# 学校等での対応

総合教育支援センター

スクールカウンセラー(全校配置)

児童生徒、保護者、教師のあらゆる相談に対応 小学校 中学校 計 57校 28校 85校

小学生 中学生 保護者 教職員 その他 4,369 2,436 1,787 6,604 327

スクールソーシャルワーカー(3名)

関係機関と連携し、児童生徒を取り巻く環境問題に対応 | 小学生 | 中学生 | その他 | 計 | 回数 1.344 1.759

相談種別									
	不登校	虐待	豕廷塓 境	いじめ	発達障がい	その他	計		
人数	14	3	48	3	12	6	86		
回数	759	53	1,615	9	521	150	3,107		

いじめ法律相談ホットライン

いじめ問題について、弁護士が法律的視点から電話相談に対応

毎月第2・第4水曜日 15時から17時まで (2017年度実績)